



平成20年度第2回全国「介護サービス  
情報の公表」制度担当者会議資料

平成20年11月4日

厚生労働省老健局振興課

## 目 次

1 施行状況について .....	1
2 制度の適正な運用等について .....	1
3 平成21年度の調査方法等について .....	6
4 国庫補助事業について .....	12
5 今後のスケジュール等について .....	12
6 参考資料 .....	16

※会議資料の内容については、現時点での予定であり、今後変更があり得る。

(目次①)

## (2) 外部評価制度との関係について

- 地域密着型サービス（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護）については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（指定基準）等の規定に基づいて、年に1回は外部評価を受けることとされているが、情報公表制度も平成21年度から適用とする予定で現在調整中である。
- 具体的には、利用者の選択に資する情報であって、客観的な事実情報の調査及び公表が可能な項目について、昨年度、情報公表項目の原案を策定したところであり、本年度のモデル調査事業における実施結果等を踏まえ所要の調整を図り、平成21年度から情報公表制度において施行する予定である。
- また、外部評価制度の項目は、情報公表項目の原案の検討結果等を踏まえ、平成20年度中に介護サービスの具体的な内容の評価に関わる項目等について、外部評価制度の項目とするなど、所要の調整を行うこととしている。
- 先月7日に開催された認知症・虐待防止対策主管課長会議で示されたとおり、外部評価制度においては、両制度の調査負担の軽減方策として、①「情報提供票」の見直し、②「自己評価項目」及び「外部評価項目」の見直しが検討されている。  
さらに、事業者に過剰な事務負担、調査負担が生じないように、調査方法の効率化、具体的には、情報公表制度の調査機関と外部評価制度の評価機関が共通の場合、できる限り、同一日に両制度の調査を行うことが望ましい等負担の軽減方策をあわせて検討しているところである。
- 何れにしても、両制度の施行に当たっては、介護事業者の負担、都道府県の実施体制の円滑な整備等に関する配慮が必要との認識の下に現在整理中であり、整理が終わったものから適宜、お知らせすることとしているので、了知願いたい。